上郡町環境保全広域組織広域協定の活動組織の運営に関する内規（案）

令和○年４月１日施行

（目的）

第１条　上郡町環境保全広域組織広域協定（以下「広域組織」という。）に参加する集落での組織運営等に関し、上郡町環境保全広域組織広域協定、上郡町環境保全広域組織運営規則及び上郡町環境保全広域組織運営細則で定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

各地区組織の名称等とする。

（名称）

第２条　本組織の名称を「●●●●●」（以下「活動組織」という。）とする。

（役員の選出）

第３条　活動組織に次の役員を置く。

　(1)　代表　　１名

必要に応じ設定してください。

　(2)　副代表　●名

原則、代表としますが、他の役員とする場合は、その役職の箇所に記載してください。

　(3)　書記　　●名

　(4)　会計　　●名

　(5)　監査　　●名

２　代表、副代表事は、構成員の互選により選出し、書記、会計、監査は、代表が指名する。

３　代表は、活動組織を代表し、活動組織の運営を総括し、広域組織の代議員とする。

４　副代表は、代表に事故があるときにこれを代理する。

５　書記は、活動組織等の事務に関する業務を処理する。

６　会計は、活動組織等の会計に関する業務を処理する。

７　監査は、事務及び会計の監査業務を処理する。

活動組織で設定してください。

（役員の任期）

第４条　役員の任期は、１年とする。だたし、再任は妨げない。

２　補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

必要に応じ規定してください。

（組織委員会の開催）

第５条　組織委員会は、毎年１回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

(1)　構成員の３分の１以上の要求があったとき。

(2)　その他代表が必要と認めたとき。

（組織委員会の機能）

第６条　組織委員会は、この内規に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

必要な事項を規定してください。

　(1)　広域組織運営委員会の議決事項の確認

　(2)　活動組織の事業報告・収支決算に関すること

　(3)　活動組織の事業計画・収支予算に関すること

　(4)　内規の改廃に関すること

(5)　広域組織の脱会に関すること

　(6)　その他活動組織の運営に関する重要な事項

必要に応じ規定してください。

（組織委員会の議決方法等）

第７条　組織委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は、委任状をもって代えることができる。

２　組織委員会の議長は、代表がこれを務める。

３　組織委員会の議事は、出席者構成員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

４　組織委員会により決定した事項については、決定事項等を記載した書面を作成するとともに、構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

（資金）

第８条　活動組織の資金は、次に掲げるものとする。

　(1)　広域組織から割当てられた多面的機能支払交付金

　(2)　その他の収入

（作業単価等）

第９条　活動組織における作業単価等は、「上郡町環境保全広域組織運営細則」別表を基に、次のとおり定める。

　日当等単価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単価区分 | 単位あたり単価 | 1日あたり上限額 | 備　　考 |
|  | ●円/時間 | ●円/日 |  |
|  | ●円/回 | ●円/日 |  |

機械等借上代

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単価区分 | 単位あたり単価 | 1日あたり上限額 | 備　　考 |
|  | ●円/時間 | ●円/日 |  |
|  | ●円/回 | ●円/日 |  |

（書類の保管）

第10条　活動組織は、協定または認定期間における活動に関する書類について、協定または認定期間終了年度の翌年から起算し５年間保存することとする。

附　則

　この内規は、令和○年４月１日から施行する。